

こどもみらい住宅支援事業の内容について

(令和3年11月26日時点)

目次)

I. 補助対象事業	P2
II. 対象住宅の性能・延べ面積等	P5
III. 補助額等	P8
IV. 申請方法等	P12
V. 提出書類	P14
VI. 問い合わせ先	P17
VII. 今後の予定	P17

※ 資料は令和3年11月26日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。

こどもみらい住宅支援事業の内容について

(令和3年11月26日時点)

I. 補助対象事業

本事業の申請は、注文住宅の新築工事若しくは新築分譲住宅の販売又は住宅のリフォーム工事を行う事業者が行います。工事発注者や住宅購入者となる一般消費者は申請者にはなれません。(P14参照)

本事業は、

- ・子育て世帯^{※1}・若者夫婦世帯^{※2}が取得する一定の性能を満たす注文住宅の新築や新築分譲住宅の購入(いずれも、土砂災害防止法^{※3}に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する住宅を除く)
- ・世帯を問わず対象工事を実施するリフォームを対象とします。

※1 子育て世帯とは、18歳未満の子を有する世帯。

※2 若者夫婦世帯とは、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯。

※3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

1. 補助対象事業のタイプ

以下(1)～(3)のいずれかに該当する補助事業を対象とします。

(1)注文住宅の新築

所有者となる子育て世帯・若者夫婦世帯が、自ら居住することを目的に新たに発注(工事請負契約^{※1})する住宅の建築。

※1 工事請負契約が結ばれない工事は対象外。

(2)新築分譲住宅の購入

所有者となる子育て世帯・若者夫婦世帯が、自ら居住することを目的に購入(売買契約^{※2})する新築住宅^{※3}の購入。

※2 宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限る。

※3 売買契約締結時点において、完成(完了検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの。以下同じ。

(3)リフォーム

所有者等^{※4}が施工者に工事を発注(工事請負契約^{※5})して実施するリフォーム工事。

※4 所有者等とは、リフォーム住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合・管理組合法人。

※5 工事請負契約等が結ばれない工事は対象外。

2. 補助対象期間

(1)注文住宅の新築

以下の期間内に契約及び着工を行うものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※1に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りです。

※1 補助額以上の工事の完了とします。

① 工事請負契約

令和3年11月26日(令和3年度補正予算案閣議決定日)から令和4年10月31日までに工事請負契約(変更契約を除く)を締結したものを対象とします。

② 建築着工

別途定める事業者登録※1を行った後、令和4年10月31日までに建築工事に着工※2※3するものを対象とします。

※1 「IV. 申請方法等」参照

※2 工事請負契約後に行われる工事であること

※3 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

(2)新築分譲住宅の購入

以下の期間内に契約及び着工を行うものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※1に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りです。

※1 補助額以上の工事の完了とします。

① 建築着工

別途定める事業者登録※1を行った後、令和4年10月31日までに建築工事に着工※2するものを対象とします。

※1 「IV. 申請方法等」参照

※2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

② 売買契約

令和3年11月26日(令和3年度補正予算案閣議決定日)から令和4年10月31日までに売買契約を締結したものを対象とします。

(3)リフォーム

以下の期間内に契約及び工事を行うものを対象とします。ただし、別途定める期間内に申請が可能なものに限りです。

① 工事請負契約

令和3年11月26日(令和3年度補正予算案閣議決定日)から令和4年10月31日までに工事請負

契約(変更契約を除く)を締結したものを対象とします。

② 工事の実施

別途定める事業者登録^{※1}を行った後に工事に着工^{※2}し、令和4年10月31日までに工事が完成するものを対象とします。

※1 「IV. 申請方法等」参照

※2 工事請負契約後に行われる工事であること

II. 対象住宅の性能・延べ面積等

- ※ 「I. 補助対象事業」を満たすもののうち、対象住宅のタイプに応じて次の(1)～(3)に掲げる性能等のいずれかを満たすものが補助金交付の対象となります。
- ※ 次の(1)～(3)に掲げる性能等のうち複数のものを満たす場合であっても、同一の住宅について複数回の申請をすることはできません。ただし、同一の住宅について(3)に掲げる性能等を満たすリフォームを複数回行う場合、(3)のタイプ内に限り複数回の申請を行うことが可能です。
- ※ 同一の方が、自ら居住する住宅であることを要件としている申請を複数回行うことはできません。ただし、同一の住宅について、(3)に掲げる性能等を満たすリフォームを複数回行う場合、(3)のタイプ内に限り複数回の申請を行うことが可能です。
- ※ 本事業と補助対象が重複する補助制度については、原則として、本事業との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的な内容は別紙10のとおりです。

(1)注文住宅の新築

次の①～③のいずれかに該当する住宅を対象とします。

いずれも、住戸の延べ面積が 50 m²以上(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。以下同じ。)の住宅に限ります。

なお、申請する際には、次の①～③のいずれかに該当することについて、建築士による説明書や登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等(別紙8参照)が必要となります。

① ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅を対象とします。

※ BELS 評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、①の対象とはなりません。

② 高い省エネ性能等を有する住宅

次の a)～c)のいずれかの性能を有する住宅を対象とします。

- a) 認定長期優良住宅
- b) 認定低炭素住宅
- c) 性能向上計画認定住宅

③ 一定の省エネ性能を有する住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)に基づく日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅を対象とします。

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

(2)新築分譲住宅の購入

(1)の①～③のいずれかに該当する住宅を対象とします。

いずれも、延べ面積が 50 m²以上(床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く)により算定。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。)の住宅に限ります。

なお、申請する際には、(1)の①～③のいずれかに該当することについて、建築士による説明書や登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明等(別紙8参照)が必要となります。

(3)リフォーム

次の①～⑧に該当するリフォーム工事等を対象とします。ただし、次の①～③のいずれかに該当するリフォーム工事を含んでいることが必要であるほか、1申請当たりの合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。なお、申請する際には、対象工事に関する証明書等(別紙9)が必要となります。

① 開口部の断熱改修^{※1}

改修後の開口部の熱貫流率^{※2}が、開口部の断熱性能等に関する基準^{※3}のうち、開口部比率の区分(ろ)の基準値以下となるよう行う次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する断熱改修を対象とします。対象となる開口部の窓・ドア等の仕様例については、別紙1-1、1-2をご確認ください。

イ。ガラス交換(既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。)

ロ。内窓設置(既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。)

ハ。外窓交換(既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。)

ニ。ドア交換(既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。)

※1 開口部の断熱改修には、「④(ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修」又は「④(iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修」に重複して該当する工事を含みます。

※2 令和3年10月に更新された国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.部位の熱貫流率 5.2 開口部 5.2.4 窓又はドアの熱貫流率」に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1 などによる方法の他、当該窓及びドアの仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。

※3 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修を対象とします。対象となる断熱材の性能および使用量については、別紙2及び別紙3をご確認ください。

③ エコ住宅設備の設置

次の住宅設備を設置する工事(別紙4の基準を満たすものに限る)を対象とします。

【エコ住宅設備】

- ・太陽熱利用システム
- ・節水型トイレ
- ・高断熱浴槽
- ・高効率給湯機
- ・節湯水栓

④ 子育て対応改修

- (i) 家事負担の軽減に資する設備を設置する工事(別紙5の基準を満たすものに限る)を対象とします。

【対象設備】

- ・ビルトイン食器洗機
- ・掃除しやすいレンジフード
- ・ビルトイン自動調理対応コンロ
- ・浴室乾燥機
- ・宅配ボックス

- (ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修工事(別紙5の基準を満たすものに限る)を対象とします。

- (iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修工事(別紙5の基準を満たすものに限る)を対象とします。

- (iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事(別紙5の基準を満たすものに限る)を対象とします。

※ キッチンセットとは、キッチン用シンク(給排水設備と接続されていること)、調理台、コンロ、調理室用の換気設備のすべてが一体的に設置されているものをいう。

⑤ 耐震改修

旧耐震基準により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事を対象とします。

⑥ バリアフリー改修

次のバリアフリー改修工事(別紙6の基準等を満たすものに限る。)を対象とします。

【対象工事】

- ・手すりの設置
- ・段差解消
- ・廊下幅等の拡張
- ・ホームエレベーターの新設
- ・衝撃緩和畳の設置

⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

空気清浄機能・換気機能付きエアコン(別紙7の基準等を満たすものに限る。)を対象とします。

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険を対象とします。

Ⅲ. 補助額等

1. 「Ⅱ(1)注文住宅の新築」、「Ⅱ(2)新築分譲住宅の購入」の補助額

(1) ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented

ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented の場合、補助額を1,000,000円／戸とします。

(2) 高い省エネ性能等を有する住宅

高い省エネ性能等を有する住宅の場合、補助額を800,000円／戸とします。

(3) 一定の省エネ性能を有する住宅

一定の省エネ性能を有する住宅の場合、補助額を600,000円／戸とします。

2. リフォームの補助額

(1) 補助額の算定方法

補助額は、次の(2)①～③のいずれかに該当するリフォーム工事を実施する場合に、対象となるリフォーム工事等に応じて、次の(2)①～⑧における補助額の合計とします。ただし、同一のリフォーム工事が、(2)①～⑧の複数に該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算します。

また、複数回の申請を行う場合でも、1戸あたりの補助額の上限は、リフォームを行う者の属性及び既存住宅購入の有無に応じて下表に示すとおりとし、1申請あたり①～⑧の合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。

世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸あたりの上限補助額
子育て世帯又は若者夫婦世帯	既存住宅を購入 ^{※1} ※2しリフォームを行う場合 ^{※3}	600,000円
	上記以外のリフォームを行う場合 ^{※4}	450,000円
その他の世帯	安心R住宅を購入 ^{※1} ※2しリフォームを行う場合 ^{※3}	450,000円
	上記以外のリフォームを行う場合	300,000円

※1 売買契約額が100万円(税込)以上であること。

※2 令和3年11月26日(令和3度補正予算案閣議決定日)以降に売買契約を締結したものに限る。

※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。

※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

(2) 対象工事内容ごとの補助額

① 開口部の断熱改修

開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額とします。

大きさの区分	ガラス交換※ ¹		内窓設置※ ² ・外窓交換		ドア交換	
	面積※ ³	1枚あたりの補助額	面積※ ⁴	1箇所あたりの補助額	面積※ ⁴	1箇所あたりの補助額
大	1.4 m ² 以上	8,000円	2.8 m ² 以上	21,000円	開戸:1.8 m ² 以上 引戸:3.0 m ² 以上	32,000円
中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	6,000円	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	16,000円	—	—
小	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	2,000円	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	14,000円	開戸:1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 引戸:1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満	28,000円

※¹ ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

※² 内窓交換を含む。

※³ ガラスの寸法とする。

※⁴ 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、下表に示す補助額とします。

外壁	屋根・天井	床
102,000円/戸 (51,000円/戸)※	36,000円/戸 (18,000円/戸)※	61,000円/戸 (30,000円/戸)※

※ 部分断熱の場合の補助額。「部分断熱」とは、別紙3に示す部分断熱の場合の断熱材使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。

③エコ住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備のうち、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機については、その設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額、節水型トイレ、節湯水栓については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその台数を乗じた補助額を算定し、それらを合計した補助額とします。

エコ住宅設備の種類		補助額
太陽熱利用システム		24,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	19,000円/台
	上記以外	17,000円/台
高断熱浴槽		24,000円/戸
高効率給湯機		24,000円/戸
節湯水栓		5,000円/台

④子育て対応改修

(i) 家事負担の軽減に資する設備の設置

下表に掲げる住宅設備について、その設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額とします。ただし、共同住宅等に設置する共用の宅配ボックスについては、以下の補助額に、設置するボックス数と20のいずれか小さい数を乗じて算出した補助額とします。

家事負担軽減に資する住宅設備の種類		補助額
ビルトイン食器洗機		19,000円/戸
掃除しやすいレンジフード		10,000円/戸※1
ビルトイン自動調理対応コンロ		13,000円/戸※1
浴室乾燥機		20,000円/戸
宅配ボックス	住戸専用の場合	10,000円/戸
	共用の場合	10,000円/ボックス※2

※1 (iv)の「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象となりません。

※2 例えば、1の宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は40,000円となります。

(ii) 防犯性の向上に資する開口部の改修

開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額とします

大きさの区分	外窓交換		ドア交換	
	面積※1	1箇所あたりの補助額	面積※1	1箇所あたりの補助額
大	2.8 m ² 以上	29,000円	開戸:1.8 m ² 以上 引戸:3.0 m ² 以上	43,000円
中	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	20,000円	—	—
小	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	17,000円	開戸:1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 引戸:1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満	31,000円

※1 外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

(iii) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修

開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額とします。

きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額
大	1.4 m ² 以上	8,000円	2.8 m ² 以上	21,000円	開戸:1.8 m ² 以上 引戸:3.0 m ² 以上	32,000円
中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	6,000円	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	16,000円	—	—
小	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	2,000円	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	14,000円	開戸:1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 引戸:1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満	28,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

※2 内窓交換を含む。

※3 ガラスの寸法とする。

※4 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

(iv) キッチンセットの交換を伴う対面化改修

基準(別表5)の満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事に対して、その改修箇所数によらず、86,000円/戸を補助します。

※ 本項目で補助金が交付される場合、(i)の「掃除しやすいレンジフード」又は「ビルトイン自動調理対応コンロ」について補助を受けることはできません。

⑥耐震改修

対象となる耐震改修工事に対して、150,000円/戸を補助します。

⑤バリアフリー改修

下表に掲げるバリアフリー工事について、その箇所数によらず、改修を行った対象工事の種類に応じた補助額の合計を交付します。

対象工事の種類	工事内容	補助額
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	5,000円/戸
段差解消	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)	6,000円/戸
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	28,000円/戸
ホームエレベーターの新設	戸建て住宅又は共同住宅の専有部分に新設する工事(交換は除く)	150,000円/戸
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る。)	17,000円/戸

⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

対象となる空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置については、設置を行った設備の下表に掲げる冷房能力に応じた補助額にその台数を乗じた補助額を算定し、それらを合計した補助額とします。

エアコンの冷房能力	補助額
3.6kW 以上	24,000円/台
2.4kW 以上～2.8kW 以下	22,000円/台
2.2kW 以下	19,000円/台

⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

対象となるリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対して、1契約あたり7,000円を補助します。

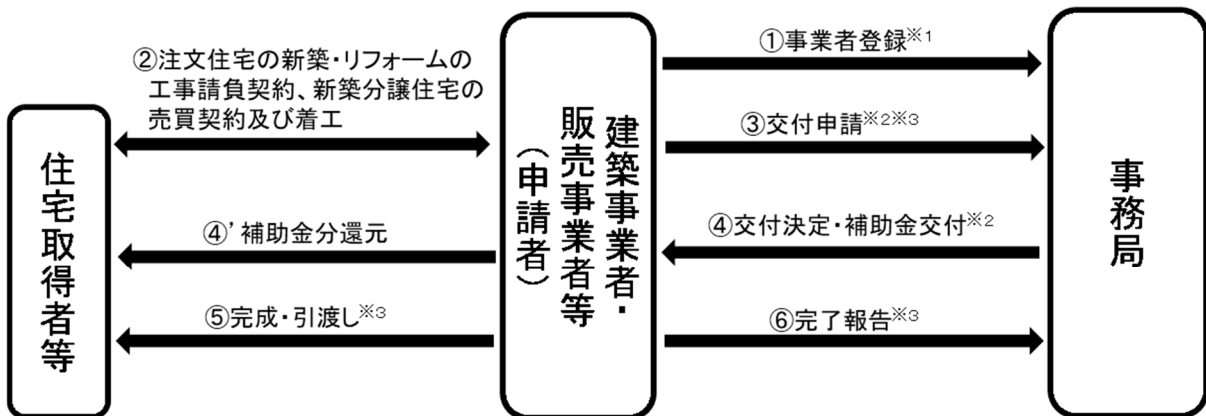
IV. 申請方法等

1. 事業の全体像

本事業は、新築住宅の建築事業者または販売事業者、およびリフォーム工事の工事施工者（以下、「住宅事業者」という。）が、新築住宅の建築主または購入者（以下、「住宅取得者」という。）およびリフォーム工事の発注者（以下、「工事発注者」。住宅取得者と併せて「住宅取得者等」という。）の委託を受けて補助事業者となり、補助金の申請および交付を受けるものです。ただし、交付された補助金は住宅取得者に還元される必要があり、申請にあたっては還元方法について、予め両方で同意を行うものとします。

なお、住宅事業者は、本事業の参加にあたっては、所定の手続きにより「補助事業者」としての登録（「事業者登録」という。）を受ける必要があり、事業者登録後に着手する建築工事またはリフォーム工事を補助の対象とします。

< 申請フロー図 >



※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に対象住宅の着工が可能となる。契約は事業者登録の前でも可。

※2 補助額以上の出来高がある場合に交付申請。

※3 リフォームについては、原則として完成・引渡しの後に交付申請を行うこととする。

2. 申請時期

申請は、一定以上の工事の出来高が確認できる時点とし、各申請タイプより異なります。(1)及び(2)については、6. の完了報告期限までに住宅の引渡し、入居の完了についての報告が必要です。

申請時期(工事の出来高)	
(1)注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後
(2)新築分譲住宅の購入	補助額以上の工事の完了後
(3)リフォーム工事	すべての工事の完了後

3. 申請者(補助事業者)

本事業の申請者は、下表に示すとおりとします。

補助事業	補助事業者(申請者)	共同事業者
(1)注文住宅の新築	建築事業者(工事請負業者) ^{※1}	建築主
(2)新築分譲住宅の購入	販売事業者(販売代理を含む)	購入者
(3)リフォーム工事	施工業者(工事請負業者) ^{※1}	工事発注者

※1 対象工事を複数の事業者に発注(分離発注)する事業は、1事業者(代表事業者)がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および他の工事請負業者が手続きに協力する必要がありますので、ご注意ください。

4. 事業者登録期間

令和4年1月中旬～遅くとも令和4年10月31日(予定)

5. 申請期間

令和4年3月頃～遅くとも令和4年10月31日(予定)

- ※ 申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。
- ※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、申請日が当該締め切り日に近い申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。
- ※ 申請に必要な提出書類については、「Ⅴ. 提出書類」をご確認ください。

6. 完了報告

1. 1. (1)又は(2)に該当する新築住宅は、以下の期限までに住宅の引渡しと入居を行い、完了報告を提出する必要があります。

戸建住宅 : 令和5年5月31日
共同住宅等で階数が10以下 : 令和6年2月15日
共同住宅等で階数が11以上 : 令和6年12月31日

- ※ 期限までに完了報告の提出ができない場合、補助金の交付は取り消され、交付済の補助金について返還が必要です。なお、返還に際しては加算金が上乗せされることがあります。

V. 提出書類

提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。
必要書類や提出方法は、今後選定される事務局が別に定める交付規程、マニュアル等を必ずご確認ください。

1. 事業者登録

補助事業のタイプによらず、事業者登録に提出が必要な書類は、次のAおよび B 又は C いずれかの書類を予定しています。

【必須】

A. こどもみらい住宅支援事業登録申請書(指定の様式) ※要代表者印

【追加】

<法人の場合>

B. 商業法人登記の写し（発行から3か月以内で、現在事項が確認できるもの）

<個人事業主の場合>

C. 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

2. 申請及び完了報告

各補助事業のタイプの主な提出書類について、標準的な例を以下に示します。

(1)注文住宅の新築

① 申請

注文住宅の新築で申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Gのすべての書類です。

【必須】

A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)

B. 工事請負契約書の写し

C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し

D. 工事施工者が発行する工事計画書(指定の様式)

E. 出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む)

F. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)

G. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等^{※1}の写し

※1 別紙8参照。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のA～C(共同住宅の場合は、A～D)のすべての書類です。

A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し

- B. 工事施工者が発行する工事証明書(指定の様式)
- C. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票の写し
- D. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※2

※2 住戸の延べ面積が50㎡以上であることを確認するために使用します。

(2)新築分譲住宅の購入

① 申請

新築分譲住宅の購入で申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Gのすべての書類です。

【必須】

- A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式)
- B. 不動産売買契約書の写し
- C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し
- D. 販売事業者が発行する販売計画書(指定の様式)
- E. 出来高確認書(指定の様式、工事写真を含む)
- F. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票の写し等)
- G. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し

※1 別紙8参照。

② 完了報告

完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のA～C(共同住宅の場合は、A～D)のすべての書類です。

- A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し
- B. 販売事業者が発行する販売証明書(指定の様式)
- C. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票(世帯票)の写し
- D. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※2

※2 住戸の延べ面積が50㎡以上であることを確認するために使用します。

(3)リフォーム

① 申請

リフォームで、申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Eのすべての書類に加え、リフォームを行う世帯の属性及び既存住宅購入の有無に応じたF～Jの書類です。

【必須】

- A. 本補助金の利用について所有者等が同意する共同事業実施規約(指定の書式)
- B. 工事請負契約書の写し
- C. 工事施工者が発行するリフォーム工事証明書(指定の様式)
- D. 工事発注者の本人確認書類(個人:住民票の写し、運転免許証の写し等、法人:商業法人登記の写し等)
- E. 対象工事内容に応じた性能を証明する書類※1

※1 別紙9参照。

【追加】

<工事発注者が子育て世帯・若者夫婦世帯に該当する場合>

F. (申請時点において)住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)

<既存住宅購入を伴う場合>

G. 不動産売買契約書の写し

H. 不動産登記の全部事項証明書

I. 工事発注者の住民票の写し

J. 【子育て世帯・若者夫婦世帯以外の世帯で安心R住宅を購入した場合】安心R住宅調査報告書の写し

3. 提出先

書類の提出を含めた申請手続きは、今後選定される事務局に対して、申請者がオンラインで行うものとします。

詳細については、今後選定される事務局が公表する予定のマニュアルをご確認ください。

VI. 問い合わせ先

今後選定する事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。

こどもみらい住宅支援事業 お問合せ窓口

電話番号 03-6732-8830

※通話料がかかります

受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）

VII. 今後の予定

- | | |
|------------------------|--|
| ・制度WEB動画公開 | : 令和3年12月中旬 |
| ・対象となる建材・設備の公募 | : 令和3年12月下旬～遅くとも令和4年10月31日
(予定) ^{※1} |
| ・事務局ホームページ及びコールセンターの開設 | : 令和4年1月中旬 |
| ・事業者登録 | : 令和4年1月中旬～遅くとも令和4年10月31日(予定) ^{※1} |
| ・登録事業者の公開 | : 事業者登録後随時 |
| ・申請期間 | : 令和4年3月頃～遅くとも令和4年10月31日(予定)
※1 |

※1 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※2 審査を終えたものから順次公開されます。

本資料は令和3年11月26日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。

対象となる窓(一重構造の建具)の仕様例

建具の仕様	ガラスの仕様		中空層の仕様		地域区分ごとの適用可否		
			ガスの封入※1	中空層の厚さ	1~3	4	5~7
樹脂製建具 又は 木製建具	三層複層ガラス	Low-E ガラス2枚	されている	厚み問わず	○	○	○
			されていない	厚み問わず	○	○	○
		Low-E ガラス1枚	されている	厚み問わず	○	○	○
			されていない	7 mm以上	○	○	○
				7 mm未満	-	○	○
		一般ガラス	されている	12 mm以上	○	○	○
	されていない		12 mm未満	-	○	○	
	複層ガラス	Low-E ガラス	されている	8 mm以上	○	○	○
				8 mm未満	-	○	○
		されていない	11 mm以上	○	○	○	
			11 mm未満	-	○	○	
		一般ガラス	されている	厚み問わず	-	○	○
されていない			厚み問わず	-	○	○	
樹脂(又は木) と金属の複合 材料製建具	三層複層ガラス	Low-E ガラス2枚	されている	厚み問わず	○	○	○
			されていない	8 mm以上	○	○	○
				8 mm未満	-	○	○
		Low-E ガラス1枚	されている	9 mm以上	○	○	○
				9 mm未満	-	○	○
		されていない	12 mm以上	○	○	○	
	12 mm未満		-	○	○		
	複層ガラス	Low-E ガラス	されている	14 mm以上	○	○	○
				14 mm未満	-	○	○
		されていない	厚み問わず	-	○	○	
			厚み問わず	-	○	○	
		一般ガラス	されている	11 mm以上	-	○	○
されていない			11 mm未満	-	-	○	
その他 ・金属製建具 ・金属製熱遮断 構造建具 等	複層ガラス	Low-E ガラス	されている	厚み問わず	-	○	○
			されていない	7 mm以上	-	○	○
			7 mm未満	-	-	○	
	一般ガラス	されている	厚み問わず	-	-	○	
されていない		厚み問わず	-	-	○		

表中の用語の定義については、国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 1.概要と用語の定義」を参照(<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>)

※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

※2 国立研究開発法人建築研究所ホームページ内「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」の熱貫流率及び線熱貫流率(ドア等の大部分がガラスで構成されない開口部)の熱貫流率の表及び風除室に面する場合の計算式によります。

対象となるドアの仕様例

枠の仕様	戸の仕様			ガラスの仕様	中空層の仕様		地域区分ごとの適用可否						
					ガスの封入※1	中空層の厚さ	1~3	4	5~7				
金属製 熱遮断構造	金属製 高断熱 フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○				
			ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	○	○	○				
					されていない	厚み問わず	○	○	○				
		複層ガラス	されていない	厚み問わず	○	○	○						
		ポスト あり	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○				
			ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	○	○	○				
	されていない				厚み問わず	○	○	○					
	複層ガラス	されていない	厚み問わず	○	○	○							
	金属製 断熱 フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○				
							ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	10 mm以上	○	○	○
									10 mm未満	-	○	○	
			されていない	14 mm以上	○	○	○						
			14 mm未満	-	○	○							
			複層ガラス	されていない	厚み問わず	-	○	○					
		ポスト あり	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○				
							ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	14 mm以上	○	○	○
									14 mm未満	-	○	○	
			複層ガラス	されていない	厚み問わず	-	○	○					
			金属製 フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○		
									ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	-
	されていない	厚み問わず									-	○	○
	複層ガラス	されていない		厚み問わず	-	○	○						
	ポスト あり	ドア内ガラスなし		—	—	—	○	○	○				
							ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	-	○	○
されていない			厚み問わず						-	○	○		
複層ガラス	されていない	厚み問わず	-	○	○								
金属製 ハニカム フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	-	○	○					
						ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	-	○	○	
								されていない	厚み問わず	-	○	○	
		複層ガラス	されていない	厚み問わず	-	○	○						
		ポスト あり	ドア内ガラスなし	—	—	—	-	○	○				
							ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	-	○	○
	されていない								厚み問わず	-	○	○	
	複層ガラス		されていない	厚み問わず	-	○	○						
	金属材料製		金属製 高断熱 フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○		
					ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	○	○	○		
		されていない					厚み問わず	○	○	○			
		複層ガラス		されていない	厚み問わず	○	○	○					
ポスト あり		ドア内ガラスなし		—	—	—	○	○	○				
							ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	○	○	○
	されていない		15 mm以上						○	○	○		
15 mm未満	-	○	○										
複層ガラス	されていない	厚み問わず	-	○	○								
金属材料製 断熱 フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○					
						ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	11 mm以上	○	○	○	
								11 mm未満	-	○	○		
		されていない	15 mm以上	○	○	○							
		15 mm未満	-	○	○								
		複層ガラス	されていない	厚み問わず	-	○	○						
ポスト あり	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○	○						
					ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	-	○	○		

金属製 フラッシュ 構造	金属製 ハニカム フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	されていない	厚み問わず	—	○	○	
			ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
					されていない	厚み問わず	—	○	○	
		複層ガラス	—	されていない	厚み問わず	—	○	○		
		ポスト あり	ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
					されていない	厚み問わず	—	○	○	
	複層ガラス			—	されていない	厚み問わず	—	○	○	
	金属製 ハニカム フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	—	○	○	
			ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
					されていない	厚み問わず	—	○	○	
		複層ガラス	—	されていない	厚み問わず	—	○	○		
		ポスト あり	ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
されていない					厚み問わず	—	○	○		
複層ガラス	—			されていない	厚み問わず	—	○	○		
金属製 または その他	金属製 フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	—	—	—	○	○		
			ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
					されていない	厚み問わず	—	○	○	
		複層ガラス	—	されていない	厚み問わず	—	○	○		
		ポスト あり	ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
					されていない	厚み問わず	—	○	○	
	複層ガラス			—	されていない	厚み問わず	—	○	○	
	金属製 ハニカム フラッシュ 構造	ポスト なし	ドア内ガラスなし	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
					されていない	厚み問わず	—	○	○	
			ドア内ガラスあり	複層ガラス	—	されていない	8 mm以上	—	○	○
				単板ガラス	—	—	8 mm未満	—	—	○
		ポスト あり	ドア内ガラスあり	Low-E 複層ガラス	されている	厚み問わず	—	○	○	
されていない					厚み問わず	—	○	○		
複層ガラス	—	されていない	厚み問わず	—	—	○				
単板ガラス	—	—	—	—	—	—	○			

表中の用語の定義については、国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2. エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 1. 概要と用語の定義」を参照 (<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>)

※1 「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

※2 国立研究開発法人建築研究所ホームページ内「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」の熱貫流率及び線熱貫流率

(ドア等の大部分がガラスで構成されない開口部)の熱貫流率の表及び風除室に面する場合の計算式によります。

断熱材の区分

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/m·K]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 ・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) DIB, DIBP
A-2	0.050~0.046	・グラスウール断熱材(通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47 ・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW2050 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2547
B	0.045~0.041	・グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-45, GWHG12-43 ・ロックウール断熱材(LA, LB, LC) RWLA, RWLB, RWLC ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4 ・ポリエチレンフォーム断熱材(1種1号、2号) PE1.1, PE1.2
C	0.040~0.035	・グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG24-35, GWHG32-35 ・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB ・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM ・吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 ・吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号、3号) EPS2, EPS3 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2 ・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 ・フェノールフォーム断熱材(2種1号、3種1号) PF2.1A, PF3.1A ・フェノールフォーム保温板(3種1号) PF-B-3.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種3) NF3
D	0.034~0.029	・グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ・ロックウール断熱材 RWHC ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3 ・フェノールフォーム断熱材(2種2号) PF2.2A I, PF2.2A II ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1、2) NF1, NF2
E	0.028~0.023	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC ・フェノールフォーム断熱材(2種3号) PF2.3A ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種、2種、3種) PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1H、2H) NF1H, NF2H
F	0.022以下	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD, XPS3bD ・フェノールフォーム断熱材(1種1号、2号、3号) PF1.1A, PF1.2B, PF1.3C ・フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 ・硬質ウレタンフォーム断熱材(2種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

※1 JIS A 5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種 b※2)、KT-N(1種 b※2)については、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種 b※2)、KT-N(3種 b※2)については、断熱材区分 D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について標記が無い場合は、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

断熱材の一定の使用量

■断熱材の1戸当たりの最低使用量(一戸建ての住宅)

断熱材の区分 ※1、※2	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
	外壁※3	屋根・天井	床※4
A-1 A-2	6.0	6.0	3.0※6
B C	(3.0)※5	(3.0)※5	(1.5)※5
D E F	4.0 (2.0)※5	3.5 (1.8)※5	2.0※6 (1.0)※5

■断熱材の1戸当たりの最低使用量(共同住宅等)

断熱材の区分 ※1、※2	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1 A-2	1.7	4.0	2.5※7
B C	(0.9)※5	(2.0)※5	(1.3)※5
D E F	1.1 (0.6)※5	2.5 (1.3)※5	1.5※7 (0.8)※5

※1 断熱材の区分については、別紙2を参照。

※2 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

※3 部分断熱の場合は、間仕切壁を含む。

※4 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

※5 部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※6 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※7 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

エコ住宅設備の基準

対象設備		基準
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
節水型 トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又は JIS A5207:2019 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ 700mm 以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット(造作されたものを除く。)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌 ^{※1} する機能を備えていること。
高断熱浴槽		JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上(ただし寒冷地仕様は 2.7 以上)であること。
	潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	給湯部熱効率が 94%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	連続給湯効率が 94%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が 102%以上であること。
節湯水栓		JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。

※1 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

子育て対応改修対象工事内容

(i)家事負担軽減設備の基準

対象設備	基準
ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。
掃除しやすい レンジフード	次の(1)～(3)のすべてを満たすものであること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて ^{※1} が①又は②の様構造になっていること。 a)整流板 b)グリスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」 ^{※2} 、「親水(性)処理」 ^{※3} 又は「ホーロー(珪瑯)処理」 ^{※4} のいずれかの表面処理を施したものの。
ビルトイン 自動調理対応コンロ	JIS S2103に規定する「ガスこんろ」又は、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1)こんろ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2)こんろ部又はグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「換気扇」又は「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇との連動も可)と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井に設置されるものに限る。)であること。
宅配ボックス	次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1)保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。 (2)保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること。 (3)使用時の安全性及び保安性が確保されていること。 (4)表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。

※1 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。

※2 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。

※3 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。

※4 ホーロー(珪瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。

(ii)防犯性の向上に資する窓・ドア等の基準

対象設備	基準
窓 ドア	「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建物部品(CP マークを取得したもの)であること。

(iii)生活騒音への配慮に資する窓・ドア等の基準

対象設備	基準
窓 ドア	既存のサッシに内窓を設置して二重窓とすること、JIS A 4706(サッシ)に規定する遮音性能がT1以上であるものに交換すること又は品確法に基づく日本住宅性能表示基準で定める透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。

(iv)キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事内容※

	改修前	改修後
設備	以下①～④のすべてを有する ①キッチン用シンク(給排水設備と接続されていること) ②調理台 ③コンロ (IH クッキングヒーター含む) ④調理室用の換気設備	
レイアウト	右に該当しないもの	①から③の少なくとも2つ以上の設備に正対して立った位置から、リビングまたはダイニングの過半を見渡すことができる

※ キッチンセットの移設は対象としない

バリアフリー改修対象工事内容

対象工事	概要	詳細 ^{※2}
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 ^{※1}	転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として手すりを取り付けるものをいい、手すりの取付けに当たって工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。)を伴わない手すりの取付けは含まれない。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。) ^{※1}	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は含まれない。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事 ^{※1}	通路又は出入口(以下「通路等」という。)の幅を拡張する工事であつて、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限る。)の幅が、おおむね 750mm 以上(浴室の出入口にあつてはおおむね 600mm 以上)であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取り替えは含まない。

※1 平成 19 年 国土交通省告示第 407 号より抜粋

※2 平成 25 年 10 月 1 日 国住政第 83 号、国住生 402 号、国住指第 2293 号より抜粋

対象設備	基準
ホームエレベーター	人を運搬するエレベーターで、かごの天井の高さが2m以上のものであること。
衝撃緩和畳	畳床が JIS A5917 に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有すること。

空気清浄機能・換気機能付きエアコンの基準

対象設備	基準
空気清浄機能・換気機能付き エアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、又は換気機構を有するエアコン 一 国、地方公共団体又は独立行政法人(以下「国等」という。)が運営する試験機関等 二 国等の認可等を受けた試験機関等 三 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等

(別紙8)

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書等

対象住宅のタイプ	性能基準	確認書類	発行機関 ^{※1}
注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	断熱等性能等級4 ^{※2} かつ 一次エネルギー消費量等級4	こどもみらい住宅支援事業補助金対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関
		省エネ基準への適合性に関する説明書 ^{※3}	建築士
		設計住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		建設住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		BELS 評価書(一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの)	BELS 登録機関
		フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面) ^{※4} (令和3年1月以降に設計検査の申請をし、金利 B プランの省エネ性に適合しているもの)	適合証明機関
認定長期優良住宅		長期優良住宅建築等計画認定通知書	所管行政庁
認定低炭素住宅		低炭素建築物新築等計画認定通知書	所管行政庁
性能向上計画認定住宅		性能向上計画認定通知書	所管行政庁
ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented		BELS 評価書(ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの)	BELS 登録機関

※1 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

※2 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

※3 建築物省エネ法で、建築士が300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について、同法第 27 条第 1 項で、交付して説明することが建築士に義務付けられている書面。

※4 申請の際は、フラット 35S の「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとします。

★ 本事業実施のために新たに定められるものです。詳細は今後公表します。

出来高確認書

対象住宅のタイプ	確認事項	確認書類	発行機関 ^{※1}
注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	補助額以上の工事の完了	出来高確認書 (工事写真を含む)★	調整中

★ 本事業実施のために新たに定められるものです。詳細は今後公表します。

対象工事内容等に応じた性能を証明する書類

※ 調整中であり、今後変更の可能性があります。

対象工事内容		証明書類	
開口部の断熱改修		性能証明書★	工事写真(工事前後)
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	吹込み・吹付けの場合	施工証明書★	工事写真(工事中)
	上記以外の場合	納品証明書★	
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システムの設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	節水型トイレの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	高断熱浴槽の設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	高効率給湯機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	節湯水栓の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
子育て対応改修	ビルトイン食器洗機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	掃除しやすいレンジフードの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	ビルトイン自動調理対応コンロの設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	浴室乾燥機の設置	納品書※1の写し	工事写真(工事前後)
	宅配ボックスの設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	防犯性の向上に資する開口部の改修	今後公表予定	
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	今後公表予定	
キッチンセットの交換を伴う対面化改修	平面図(工事後)	工事写真(工事前後)	
耐震改修工事		耐震改修証明書※2	工事写真(工事中)
バリアフリー改修	手すりの設置、段差解消 廊下幅等の拡張	工事写真(工事前後)	
	ホームエレベーターの新設	性能証明書★	工事写真(工事前後)
	衝撃緩和量の設置	性能証明書★	工事写真(工事前後)
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		今後公表予定	
リフォーム瑕疵保険等への加入		保険証券の写し 又は 付保証明書の写し	

★ 本事業実施のために新たに定められるものです。詳細は今後公表します。

※1 納品書は、納入者や納入先、対象製品型番等が記載されたもので、対象製品の納入者(メーカー、流通事業者、販売会社、販売店など)が発行する書類です。

※2 耐震改修証明書は、下記の表の書類の内1つをご提出下さい。

証明書類	発行機関等
こどもみらい住宅支援事業用耐震改修証明書★	建築士
増改築等工事証明書の写し 第4号工事(耐震改修工事)を含むものに限る。	建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、 住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅耐震改修証明書の写し	地方公共団体

★ 本事業実施のために新たに定められるものです。詳細は今後公表します。

他の補助金との併用について

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
 なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
 具体的には、新築、リフォームについて、それぞれ以下のとおりとします。

①注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
 代表的な補助制度との併用の取扱については次のとおりです。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
住まいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
地域型住宅グリーン化事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×

②リフォームについて

住宅(外構含む。)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。
 住宅のリフォームに係る代表的な補助制度との併用の取扱については次のとおりです。

補助制度	併用可否
外構部の木質化対策支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
住宅・建築物安全ストック形成事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)
地域型住宅グリーン化事業	△(請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)
次世代省エネ建材支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	△(請負工事契約が別である場合は併用可)